

青森市地域防災計画修正案（避難所関係）

第4節 避難対策

第1. 避難所の選定

青森市は、大規模災害が発生した場合に市民の生命、身体を保護するため、次により避難所（以下、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」）を選定する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況を踏まえ、避難地区ごとに適切な避難所を選定することとするが、避難地区の人口等を勘案し、必要に応じて民間施設等の使用措置や他の避難所への避難者の移送を行うことができるものとする。

1. 避難地区の設定

避難地区は、小学校区を単位とする。

2. 指定緊急避難所の指定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難者等が危険から逃れることができるよう、速やかに避難者の受け入れを行うことができる施設又は場所（以下、「施設等」とする。）を指定緊急避難場所として指定する。

指定に当たっては、原則として、それぞれの災害に対する安全区域内（それぞれの災害が発生した場合において、危険が及ぶおそれがないと想定される区域）の施設等を選定するものとし、管理体制に関する共通基準のほか、法に基づく異常な現象ごとに下記の個別基準を定め、施設等の現況等を勘案し、総合的に判断することとする。

なお、それぞれの災害想定区域について、指定又は変更があった場合は、適宜、指定緊急避難場所についても見直しを行うものとする。

（異常な現象の種類）

- ①洪水 ②崖崩れ、土石流及び地滑り ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火事
⑦内閣府令で定める異常な現象（噴火による火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）や内水氾濫）

（1）共通基準

ア. 受け入れ体制に関する管理上の基準

切迫した状況において、速やかに避難者の受け入れができるよう、避難者の受け入れ場所に至るまでの経路について、避難上支障がない施設等として、下記のaまたはbを満たす施設等を指定することとする。

- a. 鍵の管理体制が明確となっており、緊急時に解錠が可能な施設等
b. 避難者の受け入れ場所までの経路について、解錠が不要な施設等

イ. 収容人数に関する基準

協定等において、別途収容人数を定める場合を除き、原則として、避難者1人当たりの必要面積を概ね1㎡とし、指定避難所を兼ねる施設については概ね2㎡として収容人数を積算すること。

青森市地域防災計画修正案（避難所関係）

(2) 個別基準

ア. 洪水

下記の a、b のいずれかを満たすものを指定することとする。

- a. 水防法に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。
- b. 水防法に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

イ. 崖崩れ、土石流及び地滑り

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外にある施設等であること。

ウ. 高潮

海岸付近において浸水被害が想定されることから、津波浸水想定区域外を安全区域とし、下記のいずれかを満たす施設等を指定することとする。

- a. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。
- b. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

エ. 地震

下記の a、b のいずれかを満たす施設等を指定するものとする。

- a. 屋内に避難者の受け入れ場所を有する施設の場合、地震に対して安全な構造のものとして、下記①から③のいずれかの基準に適合するものであること。
 - ① 昭和 56 年新設計基準に基づき建築された建物であること。
 - ② 耐震改修により耐震基準への適合を確認できた建物であること。
 - ③ 耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物であること。
- b. 施設以外の場所については、地震が発生した場合において、周辺に生命や身体に危険を及ぼす建築物等がないこと。

青森市地域防災計画修正案（避難所関係）**オ. 津波**

下記の a、b、c のいずれかを満たす施設等を指定することとする。

- a. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。
- b. 浸水想定区域内に位置する場合は、下記の①から③を満たす施設であること。
 - ① RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造であること。
 - ② 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
 - ③ 想定される浸水の高さに3.5メートル（一般的な階層に相当する高さ）を加えた数値以上に避難者の受け入れ場所が確保されること。
- c. 津波避難ビルとして協定を締結した施設であること。

カ. 大規模な火事

おおむね10ha以上の面積を有する公園等の公共空地进行を指定することとする。

なお、このほか、災害の状況に応じ、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地について、火災延焼から安全を確保できる場合、避難場所として、選定できることとする。

キ. 火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）

八甲田山火山防災協議会が作成した火山災害予想区域図における火砕流や溶岩流、噴石等による影響が予測される範囲外にある施設等を指定することとする。

ク. 内水氾濫

下記の a、b のいずれかを満たす施設等を指定することとする。

- a. 青森市浸水等実績マップにおける浸水実績のない区域の施設等であること。
- b. 青森市浸水等実績マップにおける浸水実績のある区域に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

青森市地域防災計画修正案（避難所関係）

3. 指定避難所の指定基準

災害が発生した場合において、避難のために必要な期間、避難者等を滞在させる施設として、屋内に収容スペースを有する施設を指定避難所として指定する。

指定に当たっては、下記の指定基準に基づき施設等を選定するものとし、施設の現況等を勘案し、総合的に判断することとする。

なお、避難所の開設にあたっては、発生している災害の状況を踏まえ、車両等による物資の輸送等の可否などを確認の上、災害による影響が比較的少ない場所にある施設を選定することとし、指定避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずることとする。

ア. 受け入れ体制に関する管理上の基準

速やかに、避難者等を受け入れることができるよう、避難者の受け入れ場所に至るまでの経路について、避難上支障がない施設として、下記のaまたはbを満たす施設を指定することとする。

- a. 鍵の管理体制が明確となっており、緊急時に解錠が可能な施設
- b. 避難者の受け入れ場所までの経路について、解錠が不要な施設

イ. 構造に関する基準

避難者の二次災害を防ぐため、下記のaからcのいずれかの基準に適合する施設であることとする。

- a. 昭和56年新設計基準に基づき建築された建物であること。
- b. 耐震改修により耐震基準への適合を確認できた建物であること。
- c. 耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物であること。

ウ. 福祉避難所に関する指定基準

福祉避難所は、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のために開設する避難所として、バリアフリー化され、相談等の支援体制を行うことのできる施設などについて、福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設を指定する。

エ. 収容人数に関する基準

協定等において、別途収容人数を定める場合を除き、原則として、避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡として収容人数を積算することとする。